

第1章 令和5年度埼玉県就労実態調査の概要

第1章 令和5年度埼玉県就労実態調査の概要

1 調査の目的

県内の事業所を対象に、労働条件や職場の労働環境などを調査し、労働者の就労状況を把握するとともに、今後の県の労働施策を検討するための基礎資料とする。

2 調査時点

令和5年7月31日

3 調査対象事業所

調査の対象は、次の表に掲げる産業などを営む県内中小企業1,800事業所及び、中小企業と比較するための大企業200事業所とした。(個人経営等を除く。)

対象事業所は、総務省から提供された「令和3年次フレーム」の母集団情報(株式会社・有限会社・相互会社、合名会社・合資会社、合同会社及び会社以外の法人かつ企業産業大分類D、E、G～Rの民営事業所)から、県内にある本所事業所、支所事業所及び県内の単独事業所から無作為抽出した。

産業ごとの中小企業と大企業の区分は、次の基準による。

区分(企業別大分類)	企業の常用労働者数	
	中小企業	大企業
建設業(D) 製造業(E) 運輸業、郵便業(H) 金融業・保険業(J) 不動産業(K)	300人以下	301人以上
情報通信業(G) 卸売業(I) 物品賃貸業(K) 学術研究、専門・技術サービス業(L) 宿泊業(M) 教育、学習支援業(O) 医療、福祉(P) サービス業(N, Q, R)	100人以下	101人以上
小売業(I) 飲食サービス業(M)	50人以下	51人以上

(注) 産業分類は、総務省「日本標準産業分類」(平成25年10月改定)による。

なお、本調査では「生活関連サービス業、娯楽業」「複合サービス事業」「サービス業(他に分類されないもの)」に属する事業所を合わせて「サービス業」として集計している。

4 調査項目

- (1) 事業所の主要事業、企業全体の常用労働者数
- (2) 労働者の就業形態等
- (3) シニアの雇用
- (4) 職場のハラスメントやメンタルヘルス対策
- (5) 仕事と生活の両立支援
- (6) 「働き方」の見直しや改善(働き方改革)の取組

5 調査方法

郵送及び電子申請・届出サービスによるアンケート調査

6 調査票の回答状況

調査票の回答状況は、次のとおりである。

調査対象数	有効回答数
2,000	584

※有効回答数584の内訳は、中小企業536事業所、大企業48事業所である。

7 集計事業所の産業別・企業規模別内訳

集計事業所の産業別・企業規模別内訳は、次のとおりである。

(1) 中小企業

区 分	集計 事業所数	企業規模（常用労働者数）						
		10人以下	11～30人	31～50人	51～100人	101～300人	301～1000人	1001人以上
中 小 企 業 計	536	162	223	81	50	20	-	-
建 設 業	69	26	28	5	4	6	-	-
製 造 業	70	16	26	10	8	10	-	-
情 報 通 信 業	1	-	1	-	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	16	2	8	2	3	1	-	-
卸 売 業・小 売 業	86	31	42	11	2	-	-	-
金 融 業・保 険 業	5	-	2	1	-	2	-	-
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	28	10	9	5	3	1	-	-
学 術 研 究、専 門・技 術 サービス 業	16	6	8	1	1	-	-	-
宿 泊 業、飲 食 サービス 業	31	10	16	5	-	-	-	-
教 育、学 習 支 援 業	34	5	18	8	3	-	-	-
医 療、福 祉	84	20	33	18	13	-	-	-
サ ー ビ ス 業	96	36	32	15	13	-	-	-

(2) 大企業

区 分	集計 事業所数	企業規模（常用労働者数）						
		10人以下	11～30人	31～50人	51～100人	101～300人	301～1000人	1001人以上
大 企 業 計	48	-	-	-	4	11	15	18
建 設 業	2	-	-	-	-	-	1	1
製 造 業	7	-	-	-	-	-	3	4
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業・郵 便 業	3	-	-	-	-	-	1	2
卸 売 業・小 売 業	7	-	-	-	2	-	2	3
金 融 業・保 険 業	1	-	-	-	-	-	-	1
不 動 産 業・物 品 賃 貸 業	2	-	-	-	-	-	2	-
学 術 研 究、専 門・技 術 サービス 業	1	-	-	-	-	1	-	-
宿 泊 業、飲 食 サービス 業	2	-	-	-	2	-	-	-
教 育、学 習 支 援 業	3	-	-	-	-	3	-	-
医 療・福 祉	12	-	-	-	-	4	3	5
サ ー ビ ス 業	8	-	-	-	-	3	3	2

8 主な用語の説明

(1) 常用労働者

パートタイム労働者を含み、次のいずれかに該当する者をいう。

- ・ 期間を定めず、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者
- ・ 取締役、理事などの役員でも、常時勤務し、一般の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者
- ・ 事業主の家族でも、常時その事業所に勤務し、他の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者

(2) 正規労働者（正社員）

雇用期間の定めがない者のうち、非正規労働者以外の者。いわゆる正社員。

(3) 非正規労働者

①フルタイムパート

パート、アルバイトなどと呼ばれている者で、次の全てに該当する者

- ・ 雇用期間が1か月を超えるか、又は定めがない者
- ・ 1週の所定労働時間が正社員と同じ者

②パート

パート、アルバイトなどと呼ばれている者のうち、雇用期間が1か月を超えるか、又は定めがない者で、次のいずれかに該当する者

- ・ 所定労働時間が正社員より短い者
- ・ 1週の所定労働時間が正社員より短い者

③契約・嘱託社員

特定の職種に従事するため、又は特定の目的のために雇用期間を定めて雇用されている者で、契約社員又は嘱託社員と呼ばれている者

④派遣社員

労働者派遣法に基づき派遣元事業所から派遣されている者

⑤臨時的雇用者

臨時的に又は日々雇用されている者で、雇用契約期間が1か月以内の者

⑥その他

上記①～⑤以外の者

(4) 役職者

部下を持つ係長級以上の者、部下を持たなくてもそれと同等の地位にある者。

(5) 中途採用

採用された者のうち、新規学卒者（学校卒業後3年以内の者であって、新規学卒者採用枠で採用された者）以外の者。

(6) 休日

労働契約等において労働の義務がないとされた日（例：週休日）のことをいう。ただし、年次有給休暇や雇用調整、生産調整のための休業は含まない。

(7) 所定労働時間

就業規則等で定められた、始業時刻から終業時刻までの時間から休憩時間を除いた時間をいう。

(8) 所定外労働時間

所定労働時間以外に、早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等により実際に勤務した時間をいう。

(9) リスキリング

新しい職業に就くために、または今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得する（させる）ことをいう。

9 利用上の注意

- (1) 特に明示しない限り、事業所に関する数値は中小企業に関するものである。
- (2) 数値は、原則として小数点第2位を四捨五入した。そのため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- (3) 統計表のうち、標本がないものについては「-」とした。
- (4) 報告書中に用いている「ポイント」とは、パーセントとパーセントとの差を表す。